

入居者総合保険（HINUKAN 住まいのおとも）をご契約いただくお客さまへ

重要事項説明書

※Web 上の保険契約申込画面での保険契約手続きの完了は、この書面の受領印を兼ねています。

※「HINUKAN 住まいのおとも」は、入居者総合保険普通保険約款に保険料払込方法に関する特約等をセットした商品のペットネームです。

この書面では、**入居者総合保険（HINUKAN 住まいのおとも）**に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に関して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

ご契約の内容は、保険種類に応じた**普通保険約款・特約**によって定まります。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については「ご契約のしおり（約款）」に記載しています。必要に応じて弊社ホームページの Web 約款をご参照ください（紙約款はご用意しておりません。あらかじめご了承ください。）。

 このマークに記載の項目は、「ご契約のしおり（約款）」に記載されています。

▶ **保険契約者と記名被保険者**が異なる場合には、この書面に記載の事項を、**記名被保険者**の方に必ずご説明ください。

用語のご説明

ご契約のしおり（約款）にも「用語の説明」が記載されておりますので、ご確認ください。

 保険期間、損害、建物

約款	普通保険約款	基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
	特約	普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
補償の対象（者）等	保険契約者	弊社に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
	被保険者	保険契約により補償を受けられる方をいいます。
	記名被保険者	加入内容確認証記載の被保険者をいいます。
	保険の対象	保険契約により補償される物をいいます。

保険金	保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償される損害が生じた場合に弊社がお支払いすべき金銭をいいます。
保険金額	保険金額	加入内容確認証に記載の家財保険金額、借家人賠償責任保険金額、日常生活賠償責任保険金額をいい、保険契約により補償される損害が発生した場合に弊社が支払うべき保険金の限度額（1 事故あたり最高で 1,000 万円を限度）をいいます。
支払限度額	支払限度額	保険金の種類ごとに定めるこの保険契約の支払限度額であり、弊社が支払うべき保険金の限度額（1 事故あたり最高で 1,000 万円を限度）をいいます。
保険料	保険料	保険契約者が保険契約に基づいて弊社に払い込むべき金銭をいいます。
その他	配偶者	婚姻関係にある者の相手方をいい、法律上の婚姻届が提出されていない事実上の婚姻関係にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
	親族	6 親等内の血族、配偶者および 3 親等内の姻族をいいます。
	借用住宅	被保険者が借用する Web 上の保険申込画面に記載された戸室をいいます。
	貸主	借用住宅の貸主をいい、転貸人を含みます。
	再取得価額	損害が生じた地および時におけるその保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。
	他の保険契約等	各補償条項における保険金をお支払いする場合の事故による損害に対して保険金をお支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。
	危険	損害の発生の可能性をいいます。

1 契約締結前におけるご確認事項

(1) 商品の名称、仕組み

① 商品の名称

契 約 概 要

入居者総合保険（HINUKAN 住まいのおとも）

② 商品の仕組み

契 約 概 要

入居者総合保険（HINUKAN 住まいのおとも）における基本となる補償は次のとおりです。

補償条項		補償内容等
家財補償条項	損害保険金	①火災
		②落雷
		③破裂・爆発
		④建物外部からの物体の落下等
		⑤水濡れ
		⑥騒 擾 ^{じょう}
		⑦風災、 ^{ひょう} 雹 災、雪災
		⑧水災
		⑨盗難
	費用保険金	残存物取片づけ費用
		損害防止費用
		罹災時転居費用
借用住宅修理費用補償条項		家財補償条項①から⑨の損害による修理費用
		ドアロック交換費用
		窓ガラスの熱割れ
		水道管凍結修理費用
		借用住宅内における被保険者死亡による原状回復費用
		死亡・失踪等による残置物整理・搬出費用
借家人賠償責任補償条項		火災
		破裂・爆発
		水濡れ
		被保険者の過失による破損等
		借用住宅内における被保険者死亡による原状回復に対する賠償責任
		死亡・失踪等による残置物整理・搬出に対する賠償責任
		借用住宅内における被保険者死亡による逸失家賃に対する賠償責任
日常生活賠償責任補償条項		借用住宅の使用または管理に伴う事故
		日常生活における事故

(2) 基本となる補償、保険の対象および保険金額の設定方法等

① 基本となる補償

契 約 概 要

注意喚起情報

基本となる補償を構成する**保険金**をお支払いする主な場合および**保険金**をお支払いしない主な場合は、次のとおりです。

詳しくは、**普通保険約款・特約**をご参照ください。

保険金をお支払いする主な場合		
家財補償条項	損害保険金	以下の 1. から 7. の事故によって保険の対象に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。
	1. 火災、落雷、破裂・爆発	火災（消防活動による水濡れを含みます。）、落雷または破裂・爆発（気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象）をいいます。
	2. 建物外部からの物体の落下等	建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触をいいます。
	3. 水濡れ	給排水設備の破損もしくは詰まりにより生じた漏水、放水等または他人の戸室で生じた漏水、放水等による水濡れをいいます。
	4. 騒擾 ^{じょう}	群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害を生ずる状態であって、暴動に至らないものをいいます。
	5. 風災、雹 ^{ひょう} 災、雪災	台風、旋風、竜巻、暴風等による風災（洪水、高潮等を除きます。）、雹 ^{ひょう} 災または豪雪の場合における雪の重み、落下等による事故または雪崩等の雪災（融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。）をいいます。
	6. 水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等によって、保険の対象に再取得価額の 30%以上の損害が生じた場合、または床上浸水または地盤面より 45cm を超える浸水を被ることをいいます。

保険金をお支払いする主な場合			
	費用保険金	7. 盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
		残存物取片づけ費用	家財の損害保険金をお支払いする場合で、損害を受けた家財の残存物の取片付けに必要な取りこわし費用、取片付け清掃費用をいいます。
		損害防止費用	家財の損害保険金をお支払いする場合で、火災、落雷、破裂・爆発を原因とする損害の発生または拡大の防止のために保険契約者または被保険者が支出し必要または有益な費用をいいます。
		罹災時転居費用	家財の損害保険金をお支払いする場合で、その損害保険金が支払われるべき事故を原因として保険の対象である家財を収容する借用住宅が半損以上となったときの転居費をいいます。
借用住宅修理費用補償条項		家財補償条項の損害による修理費用	家財の損害保険金をお支払いする場合で、被保険者が借用住宅を損害発生直前の状態に復旧するために必要な費用をいいます。
		ドアロック交換費用	ドアロックのかぎが盗まれた場合やピッキングの場合等で被保険者の負担においてドアロックを交換した場合にその交換費用をいいます。
		窓ガラスの熱割れによる損害	気温差によるひび割れにより、窓ガラスの交換をした場合にその交換費用をいいます。
		水道管凍結修理費用	凍結により借用住宅専用水道管を修理した場合にその修理費用をいいます。
		借用住宅内における被保険者死亡による原状回復費用	借用住宅内における被保険者の死亡を原因とする借用住宅の損壊について、これを損害発生直前の状態に復旧するために実際に要した費用で、借用住宅を修理すべき者が負担した費用をいいます。

保険金をお支払いする主な場合		
	死亡・失踪等による残置物整理・搬出費用	被保険者の死亡・失踪等を原因として借用住宅の賃貸借契約が終了する場合において、借用住宅内の残置物の整理や搬出するための費用をいいます。
借家人賠償責任補償条項	火災、破裂・爆発、水濡れ	火災、破裂・爆発、水濡れによって、借用住宅を損壊させ、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担した場合の損害をいいます。
	被保険者の過失による破損等	被保険者の過失により借用住宅を滅失、損傷または汚損させ、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担した場合の損害をいいます。
	借用住宅内における被保険者死亡による原状回復に対する賠償責任	借用住宅内における被保険者の死亡を原因として借用住宅が損壊した場合で、借用住宅を修理すべき者が賃貸借契約に基づく借用住宅の修理を速やかに履行しないとき、または修理すべき者がいないときにおいて、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担した場合の損害をいいます。
	死亡・失踪等による残置物整理・搬出に対する賠償責任	被保険者の死亡・失踪等を原因として借用住宅の賃貸借契約が終了する場合において、残置物の整理を行うべき者が賃貸借契約に基づく借用住宅の明け渡しを速やかに履行しないために、借用住宅に存置されている被保険者の残置物を当該物件の貸主が整理しなければならないときまたは残置物整理・搬出を行なうべき者がいないときにおいて、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担した場合の損害をいいます。
	借用住宅内における被保険者死亡による逸失家賃に対する賠償責任	被保険者が借用住宅内で死亡したことを原因として心理的瑕疵が発生し、貸主が次のその借用住宅の賃貸契約者に対して賃貸借契約上の重要事項の告知を行い、この結

保険金をお支払いする主な場合		
		果として家賃の引き下げを行った場合の引き下げ前の家賃との差額分をいいます。
日常生活賠償責任補償条項	借用住宅の使用または管理に伴う事故	被保険者の借用住宅の使用または管理に起因する偶然の事故により、他人の身体の障害または財物の損害について、法律上の賠償責任を負担することによって被った損害をいいます。
	日常生活における事故	被保険者の日常生活に起因する偶然の事故により、他人の身体の障害または財物の損害について、法律上の賠償責任を負担することによって被った損害をいいます。

保険金をお支払いしない主な場合			
家財補償条項	損害保険金	1. 火災、落雷、破裂・爆発	●風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹き込み（建物の外側の部分（注）が破損している場合を除きます。）や漏入等による損害 （注）外壁、屋根、開口部等をいいます。 ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失等による損害 ●被保険者と同居の親族または保険の対象の使用もしくは管理を委託された者の故意による損害 ●保険の対象の瑕疵によって生じた損害 ●保険の対象の自然の消耗、劣化、性質による変色、さび、かび、腐敗、ひび割れ、はがれ、ねずみ食い、虫食い等によってその部分に生じた損害 ●すり傷、かき傷、塗料のはがれ、落書き等の外観上の損傷または汚損（保険の対象の機能に支障をきたさない損害）
		2. 建物外部からの物体の落下等	
		3. 水濡れ	
		4. 騒擾	
		5. 風災、雹災、雪災	
		6. 水災	
		7. 盗難	
	費用保険金	残存物取片づけ費用	
		損害防止費用	
		罹災時転居費用	

保険金をお支払いしない主な場合			
			●核燃料物質等による事故、放射能汚染によって生じた損害 ●保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反 ●家財補償条項の損害保険金1. から6. に規定する保険の対象の紛失または盗難 ●保険の対象の置き忘れまたは紛失 ●保険の対象が屋外にある場合に生じた盗難
借用住宅修理費用補償条項	家財補償条項の損害による修理費用		●保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反 ●借用住宅の瑕疵 ●借用住宅の自然の消耗もしくは劣化、変色、変質、さび、かび、ねずみ食い、虫食い等による損害
	ドアロック交換費用		
	窓ガラスの熱割れによる損害		
	水道管凍結修理費用		
	借用住宅内における被保険者死亡による原状回復費用		
	死亡・失踪等による残置物整理・搬出費用		
借家人賠償責任補償条項	火災、破裂・爆発、水濡れ		●保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意 ●被保険者の心神喪失または指図 ●借用住宅の改築、増築、取りこわし等の工事による借用住宅の損壊 ●被保険者と借用住宅の貸主との間の損害賠償に関する特別の約定によって加重された損害賠償責任 ●被保険者が借用住宅を貸主に引き渡した後に発見された借用住宅の損壊に起因する損害賠償責任 ●借用住宅の自然の消耗もしくは劣化、変色、変質、さび、か
	被保険者の過失による破損等		
	借用住宅内における被保険者死亡による原状回復に対する賠償責任		
	死亡・失踪等による残置物整理・搬出に対する賠償責任		
	借用住宅内における被保険者死亡による逸失家賃に対する賠償責任		

保険金をお支払いしない主な場合		
		び、ねずみ食い、虫食い等による損害
日常生活賠償責任補償条項	借用住宅の使用または管理に伴う事故	●保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意
	日常生活における事故	●被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ●もっぱら被保険者の事業または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ●被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ●被保険者と第三者との間の損害賠償に関する特別の約定によって加重された損害賠償責任 ●被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊についてその財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任

② お支払いする損害保険金の額

契 約 概 要

注意喚起情報

基本となる補償の対象となる事故により、**保険の対象**に生じた損害に対して、損害保険金をお支払いします。

支払保険金の額			
家財補償条項	損害保険金	1. 火災、落雷、破裂・爆発	損害保険金＝修理費－修理にともなって生じた残存物がある場合は、その価額 ※加入内容確認証記載の家財保険金額を限度とします。
		2. 建物外部からの物体の落下等	
		3. 水濡れ	
		4. 騒擾 ^{じょう}	
		5. 風災、雹災 ^{ひょう} 、雪災	
		6. 水災	
		7. 盗難	1回の事故につき、加入内容確認証記載の家財保険金額または次に定める支払限度額の低い方を限度

支払保険金の額			
			とします。 ア. 通貨等：20 万円 イ. 預金証書：200 万円
	費用保険金	残存物取片づけ費用	1 回の事故につき、実費をお支払いします。 ※損害保険金の 10%を限度とします。
		損害防止費用	1 回の事故につき、実費をお支払いします。 ※損害保険金と合算して家財保険金額を限度とします。
		罹災時転居費用	1 回の事故につき、実費をお支払いします。 ※50 万円を限度とします。
借用住宅修理費用補償条項		家財補償条項の損害による修理費用	1 回の事故につき、修理費用の額をお支払いします。 ※50 万円を限度とします。
		ドアロック交換費用	1 回の事故につき、修理費用の額をお支払いします。 ※10 万円を限度とします。
		窓ガラスの熱割れによる損害	
		水道管凍結修理費用	
		借用住宅内における被保険者死亡による原状回復費用	1 回の事故につき、修理費用の額をお支払いします。 ※50 万円を限度とします。
		死亡・失踪等による残置物整理・搬出費用	
借家人賠償責任補償条項		火災、破裂・爆発、水濡れ	1 回の事故につき、損害賠償金と支出した費用の合計額をお支払いします。 ※加入内容確認証記載の借家人賠償責任保険金額を限度とします。
		被保険者の過失による破損等	
		借用住宅内における被保険者死亡による原状回復に対する損害賠償	1 回の事故につき、損害賠償金と支出した費用の合計額をお支払いします。
		死亡・失踪等による残置物整理・搬出に対する損害賠償	※50 万円を限度とします。
		借用住宅内における被保険者死亡による逸失	

支払保険金の額		
	家賃に対する損害賠償	
日常生活賠償責任補償条項	借用住宅の使用または管理に伴う事故	1回の事故につき、損害賠償金と支出した費用の合計額をお支払いします。 ※加入内容確認証記載の日常生活賠償責任保険金額を限度とします。
	日常生活における事故	

③ 補償の重複 注意喚起情報

補償条項などのご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約（入居者総合保険（HINUKAN 住まいのおとも）の他の補償条項や弊社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、補償条項あるいは他の保険契約の対象となる事故について、どちらからでも補償されますが、いずれか一方からは**保険金**が支払われない場合があります。補償内容の差異や**保険金額（支払限度額）**をご確認いただき、ご契約ください。

④ 保険の対象 契約概要

保険の対象は「借用住宅に収容された家財」^{（注）}または「借用住宅の設備等」です。

（注）貴金属、宝玉、宝石、書画、骨董、彫刻物その他の美術品で1個または1組の価額が30万円を超えるものは**保険の対象**とすることができません。

家財を**保険の対象**とする場合でも、次のものは**保険の対象**に含まれないため、これらに生じた損害は補償されません。

- ① 自動車、自動三輪車および自動二輪車。ただし、原動機付自転車^{（注1）}は**保険の対象**に含まれます。
- ② 通貨等、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類するもの^{（注2）}
- ③ 業務用の設備・什器等^{（注3）}
- ④ 商品・製品等^{（注4）}

（注1）総排気量が125cc以下のものをいいます。

（注2）盗難に限り、生活用の通貨等および預貯金証書も**保険の対象**に含まれます。

（注3）設備、装置、機械、器具、工具等をいいます。

（注4）商品、原料、材料、仕掛品等をいいます。

⑤ 保険金額（契約プラン）の選択 契約概要

ご契約にあたっては、家財保険金額に応じて、契約プランをご選択いただきます。家財補償条項は家財保険金額が補償の上限となり、借家人賠償責任補償条項および日常生活賠償責任補償条項は1,000万円が補償の上限となります。なお、その他の補償条項は支払限度額が補償の上限となります。

また、家財保険金額が実際に存在する家財の価額に不足していると、万一の事故の際に十分な補償が受けられない可能性があります。このため、家財保険金額は家財の再取得価額に基づいてお決めください。

家財の再取得価額は、借用住宅の床面積に基づいて、下表の金額を目安としてください。

<家財評価額についての目安（再取得価額）>

（単位：千円）

床面積	50 m ² 未満	50 m ² 以上 70 m ² 未満	70 m ² 以上 100 m ² 未満	100 m ² 以上 150 m ² 未満	150 m ² 以上
家財保険金額	3,400	5,400	7,000	8,100	9,800

※1 家財の盗難事故の場合、通貨等は20万円、預貯金証書は200万円、または**保険金額**のいずれか低い額が1事故当たりの支払限度額となります。

※2 **保険金額**（支払限度額）は、お客さまの所有の実態に合わせて適切な家財保険金額を設定してください。実態よりも多い家財保険金額を設定しても、その超過部分に対しては保険金をお支払いできないため、超えた部分の保険料は払いすぎということになります。

⑥ 保険期間および補償の開始・終了時期

契 約 概 要

注意喚起情報

お客さまが実際に契約する保険期間については、Web上の保険契約申込画面の保険期間欄でご確認ください。

●保険期間：保険期間は2年で設定いただきます。

●補償の開始：始期日の0時

●補償の終了：満期日の24時

（3）保険料の決定の仕組みと払込方法等

① 保険料の決定の仕組み

契 約 概 要

保険料は、**保険金額**（契約プラン）によって決まります。お客さまが実際に契約する**保険料**については、Web上の保険契約申込画面の保険料欄でご確認ください。

② 保険料の払込方法

契 約 概 要

注意喚起情報

保険料の払込方法は、次のとおりです。

払込方法	概要	払込回数
コンビニ払い	ご契約時にコンビニ払いをご選択いただくことで、Web上の保険契約申込画面に表示される「払込取扱番号」を使って、弊社指定のコンビニエンスストアで 保険料 を払い込んでいただく方法です。	一時に全額をお支払いいただきます。分割払いはありません。
クレカ払い	ご契約時にクレカ払いをご選択いただくことで、ご指定のクレジットカードで 保険料 を払い込んでいただく方法です。この場合、Web上の保険契約申込画面のクレジット情報入力画面に使用されるクレジットカードを正確に指定してください。クレジットカードがご利用になれなかった場合は、コンビニ払いで 保険料 を払い込んでいただきます。	

保険期間が始まった後でも、始期日から弊社が**保険料**を領収するまでの間に生じた事故に対しては、**保険金**をお支払いしません。

③ 保険料の払込猶予期間等の取扱い

注意喚起情報

保険契約の払込期日までに保険料を払い込んでください。保険料の払込期日までに保険料の払込みが無い場合、事故が発生しても保険金をお支払いしません。また、ご契約を解除することがあります。

- a. 「保険料の払込方法に関する特約（コンビニ払い）」をセットした契約については、保険契約の保険期間の開始日の属する月の翌月末日までが払込猶予期間となります。
- b. 「保険料の払込方法に関する特約（クレカ払い）」をセットした契約については、保険料の払込猶予期間はありませんので、契約時に所定の手続きにより保険料を払い込んでください。

（４）地震保険の取扱い

契 約 概 要

注意喚起情報

入居者総合保険（HINUKAN 住まいのおとも）は、地震保険のご契約ができません。また、本保険契約の保険料は地震保険控除の対象となりません。

（５）満期返れい金・契約者配当金

契 約 概 要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

2 契約締結時におけるご注意事項

(1) 告知義務 注意喚起情報 (Web 上の保険契約申込画面の記載上の注意事項)

保険契約者、記名被保険者には、告知義務があります。

告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

告知事項とは、危険に関する重要な事項として弊社が告知を求めるもののことです。この項目が、事実と異なっている場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、**保険金**をお支払いできないことがあります。Web 上の保険契約申込画面への入力の際には必ずご確認ください。

【告知事項】

- ① 家財を収容する建物の所在地、用途
- ② **他の保険契約等**に関する情報（家財、費用保険および賠償責任を**保険の対象**とする他の保険契約または共済契約）

(2) クーリングオフ 注意喚起情報

保険期間が1年を超えるご契約については、契約の申込み後であっても、申込みの撤回または契約の解除（以下、「クーリングオフ」といいます。）を行うことができます。

① クーリングオフができる場合

ご契約のお申出日、クーリングオフに関する書面（重要事項説明書等）の交付を受けた日または電磁的記録をお受取りいただいた日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内（消印有効）であれば、書面または電磁的記録によりお申込みの撤回または契約の解除をすることができます。ただし、以下のご契約は、クーリングオフができませんので、ご注意ください。

- 法人または社団・財団等が締結された契約
- 第三者の担保に供されている契約
- 質権が設定された契約

② クーリングオフのお申出方法

a. 書面によるお申出

以下の宛先へご郵送ください。

(宛先)

〒900 - 0033 沖縄県那覇市久米2丁目2番20号 大同火災久米ビル9階
大同火災 WiL 少額短期保険株式会社

(記載事項)

- ・ 保険契約の申込みを撤回または契約を解除する旨のお申出
- ・ 保険契約者住所
- ・ 保険契約者署名
- ・ 電話番号
- ・ 契約申込日
- ・ 申込まれた保険の種類
- ・ 証券番号または領収証番号
- ・ 取扱代理店・扱者

b. 電磁的記録によるお申出

電磁的記録による申出を希望される方はこちらの「お問い合わせ」フォームからお手続きください。

<https://www.dwil.co.jp/contact/>

- クーリングオフの場合には、既にお払込みいただいた**保険料**はお返しします。また弊社および弊社代理店はクーリングオフによる損害賠償または違約金を一切請求しません。ただし、クーリングオフ対象期間における**保険金**の支払責任を少額短期保険会社が負っていることから、始期日（始期日以降に**保険料**が払い込まれたときは、弊社が**保険料**を受領した日）から解除日までの期間に相当する**保険料**を日割にて払込んでいただくことがあります。

3 契約締結後におけるご注意事項

(1) 通知義務 注意喚起情報

ご契約後、次の事実が発生した場合には、遅滞なく弊社にご通知ください。

ご通知がない場合、ご契約を解除し、**保険金**をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

【通知事項】

- ① 借用住宅が住居以外の用途に変更されたこと
- ② 保険の対象を他の場所に移転したこと
- ③ 告知事項の内容に変更を生じさせる事実が発生したこと

●通知事項に掲げる事実が発生し、次のいずれかに該当する場合には、お引受けを継続することができないため、ご契約を解約いただくか、弊社からご契約を解除します。

- ① 家財の所在地が日本国外となった場合
- ② 家財を収容する建物が居住の用に供されるものでなくなった場合
- ③ 家財のすべてを事業用（設備・什器）として使用した場合

●ご契約後、次の事実が発生する場合には、遅滞なく弊社にご通知いただく義務（通知義務）があります。

- ① 家財を売却、譲渡する場合
- ② 保険契約者が加入内容確認証記載の住所または通知先を変更した場合
- ③ 保険契約者の氏名（個人契約者の場合は姓名、法人契約者の場合は商号）変更がある場合
- ④ 被保険者の姓名変更がある場合
- ⑤ 加入内容確認証に記載の保険契約者を変更しようとする場合
- ⑥ 加入内容確認証に記載の被保険者を変更しようとする場合

(2) 解約返れい金 契 約 概 要 注意喚起情報

ご契約を解約する場合は、弊社ホームページ上のマイページから解約手続きを速やかにお申出ください。

●ご契約の解約に際しては、契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を、解約返れい金として返還します。

●解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還します。ただし解約返れい金は、原則として未経過期間分よりも少なくなります。



その他ご留意いただきたいこと

(1) 弊社代理店の権限

注意喚起情報

弊社代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の募集および事故の報告等の業務を行っています。なお、保険契約の締結、保険料の領収および契約の管理業務等は弊社が行います。

(2) 保険料領収証

弊社は、本保険契約においては保険料の領収証は原則として発行いたしませんので、あらかじめご了承ください。

(3) 加入内容確認証の発行

弊社は、契約締結時または契約継続時に保険証券を発行せず、「加入内容確認証」を発行します。保険契約の内容は、弊社ホームページ上のマイページにてご確認ください。

(4) 継続契約について

弊社が、**普通保険約款**、**特約**、保険料率等を改定した場合、改定日以降を始期日とする継続契約には、その始期日における**普通保険約款**、**特約**、保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や**保険料**が継続前の保険契約と異なることや、契約を継続できないことがあります。あらかじめご了承ください。

(5) 少額短期保険業者破綻時等の取扱い

注意喚起情報

- ① この保険契約は、保険契約者保護機構への移転等の補償対象契約ではなく、弊社に対しては同機構が行う資金援助等の措置の適用はありません。
- ② 事故が弊社の想定を超えて頻発した場合や巨大災害が発生した場合など保険引受成績が悪化した場合には、保険契約者宛に通知して次の措置を行うことがあります。この場合、通知を行う前の事故については、措置の適用はありません。
 - ・保険料の追加請求
 - ・保険金額の減額
 - ・更新にあたっての引受内容の変更
 - ・更新中止
 - ・保険金の削減払い

(3) 個人情報の取扱いについて

注意喚起情報

本保険契約に関する個人情報は、弊社が本保険引受の審査および履行の為に利用するほか、弊社およびグループ会社が、本保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用することがあります（商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。）。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用の目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、本保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払に関する関係先等に提供することがあります。

その他ご留意いただきたいこと

○ 支払時情報交換制度について

弊社は、本保険契約に関する個人情報について、一般社団法人日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および特定の損害保険会社とともに保険金等のお支払いまたは保険契約の解除、取消し、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を登録または交換を実施することがあります。

○ 再保険について

弊社は本保険契約に関する個人情報を、再保険引受会社に提供することがあります。
詳しくは、弊社ホームページ (<https://www.dwil.co.jp/>) をご覧ください。

(4) 事故が起こった場合

保険金の請求を行うときは、保険金請求書に加え、**普通保険約款**に定める書類のほか、「ご契約のしおり（約款）」の「事故が起こった場合（保険金の請求に必要な書類等について）」に記載の書類等のうち、弊社が求めるものをご提出いただきます。

☐ 事故が発生した場合の手続き

☐ この「重要事項説明書」に記載のない次の項目については「ご契約のしおり（約款）」をご確認ください。
重大事由による解除、保険金額の調整 等

< 弊社の保険商品に関するお問い合わせ、事故のご連絡、その他苦情・ご意見・ご要望などは >

【大同火災 WiL 少額短期保険株式会社】

0120-579-320（通話料無料）

受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00（土日・祝祭日、年末年始を除きます。）

< 指定紛争解決機関 >

注意喚起情報

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本少額短期保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本少額短期保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本少額短期保険協会 「少額短期ほけん相談室」

0120 - 821 - 144 〔フリーダイヤル〕

【受付時間】 9：00～12：00、13：00～17：00

【受付日】 月曜日～金曜日（祝日ならびに年末年始休業期間を除く）

大同火災 WiL 少額短期保険株式会社

本店 〒900 - 0033 沖縄県那覇市久米 2 丁目 2 番 20 号 大同火災久米ビル 9 階

< ホームページアドレス > <https://www.dwil.co.jp/>
